

平成 29 年度エコアクション21の運営に関する検討委員会

議事要旨

1. 開催日時 平成 29 年 11 月 9 日(木) 14:00 ~ 16:00
2. 開催場所 経済産業省別館 1107 号会議室
3. 出席者(敬称略)
 - ・委員 三好 信俊(委員長)、岸上 恵子、古田 清人、森 拳一
 - ・オブザーバー 一般財団法人持続性推進機構 理事長 安井 至、専務理事 森下 研
 - ・環境省 大臣官房環境経済課 奥山 祐矢、菅生 直美、二見 亘
4. 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1)エコアクション21ガイドライン 2009 年版(改訂版)に基づく、中央事務局等の運営状況等の報告
 - (2)エコアクション21に係る環境省補助事業及び普及促進事業等の報告
 - (3)エコアクション21ガイドライン 2017 年版に基づく、認証・登録制度の運営主体の要件適合確認
 - 3 閉会

5. 議事要旨

■議題(1)について

エコアクション21中央事務局より、エコアクション21ガイドライン 2009 年版(改訂版)に基づくエコアクション21中央事務局等の運営状況等について報告された。

【主な質疑】

- 委員より、ISO14001 への乗換えで認証取得企業が減少しているということだが、分析やエコアクション21の優位点の普及活動など実施しているかについて質問があった。
この点、オブザーバーより、平成 29 年度の事業で地域版 EMS 等の状況に関する調査を実施していること、一部の審査登録機関の ISO14001 の認証費用がエコアクション21よりも安いことなどが乗換えの背景にあると分析している旨の回答があった。
- 委員より、ガイドラインの改訂に当たっては、認証取得企業数の増加を目指すことも背景にあったと思う。認証取得企業数の目標や見通しなどはあるかとの質問があった。
この点、オブザーバーより、3万件を大きなゴールとして考えているとの回答があった。
- 委員より、ガイドラインが改訂の効果などは出ているか、質問があった。

この点、オブザーバーより、効果が出るのはこれからだが、「課題とチャンスを明確にする」ことが要求事項になったため、事業者が取り組みやすくなったと考えている。一方、(ガイドライン改訂で審査人から名称変更された)審査員の質で審査の質が左右されるという課題もあるため、新ガイドラインに基づく審査を適切に行うため、全審査員に対する研修を実施していくこと、新ガイドライン及び審査技法等に関する試験を実施し、その合格者を審査員とする旨の回答があった。

- 委員より、エコアクション21は ISO14001 の煩雑さ等をなくし中小企業の底上げを目指したものであったので、公共工事の加点が動機になって両者が競合するようなことになることは想定していなかった。この検討委員会とは論点がずれるが、そもそも EMS の第三者認証制度はどうあるべきかといった議論があっても良いと思うとのコメントがあった。

■議題(2)について

環境省 大臣官房 環境経済課より、エコアクション21に係る環境省補助事業及び普及促進事業等について、配布資料をもとに報告された。

【主な質疑】

- 委員より、業種別ガイドラインの強制力はどの程度か、質問があった。
この点、オブザーバーより、該当する業種の企業は必ず業種別ガイドラインを適用することとなっている旨回答があった。
- 委員より、複数の事業を行っている事業者にはどのように対応しているのか、質問があった。
この点、オブザーバーより、以下の回答があった。建設業法における建設工事の完成を請け負う事業者については建設業者向けガイドラインが必ず適用される。建設業者だが建設工事から発生する産業廃棄物の収集運搬を行う事業者もいるが、その場合は産業廃棄物を扱う部分は産業廃棄物業者向けガイドラインを適用することになる。食品関連事業者向けガイドラインは、全ての食品関連事業者に適用される。
- 委員より、地域版 EMS の規格の数が 38 とあるが、調査した結果なのか質問があった。
この点、オブザーバーより、地域レベルで実施されているものも多く、調査の結果、この数になったこと、環境への取り組みに関するチェックリストの提出等で認証している、現地での審査のない制度もあることなどの回答があった。
- 委員より、自治体主導の様々な EMS をエコアクション21にまとめていくことはかねてから議論してきたが難しい面が多いものと承知している。環境省で改めて調査し、その結果を踏まえて引き続き検討して欲しい旨のコメントがあった。
この点、オブザーバーより、自治体の EMS は、制度自体の継続的改善がされていないものも多いが、自治体独自の仕組みを入札の加点事由としたり、地域の独自性という観点があったりするため、まとめることは難しいと認識している旨の説明があった。

■議題(3)について

エコアクション21中央事務局より、エコアクション21ガイドライン 2017年版に基づく、認証・登録制度の運営主体の要件適合確認について、配布資料をもとに報告され、了承された。

【主な質疑】

- 委員より、決算書について、正味財産が前年と比較すると数字がかなり動いていることについて、質問があった。
この点、オブザーバーより、環境省 Eco-CRIP 事業が委託事業から間接補助事業に変更となったためとの回答があった。
- 委員より、中期事業計画に経済団体等との連携という記載があるが、現時点でどのような団体を検討しているかの質問があった。
この点、オブザーバーより、環境関連では各地域の温暖化対策センターや地球環境パートナーシッププラザ、地方環境事務所など、経済団体は、各商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業家同友会などが考えられる。加えて地方銀行や信用金庫なども検討したいとの回答があった。

6. その他

会議は非公開で行われた。

以上